

建設業許可申請書作成の手引

PART 1

～建設業法・建設業許可の基礎～

長野県建設部建設政策課建設業担当

令和5年7月改訂

目 次

1 建設業法とは？	
① 建設業法の目的	… 5
② 建設業法に出てくる用語	… 5
2 建設業の許可について	
① 建設業を営むには許可が必要	… 7
② 業種別に許可が必要	… 7
3 建設工事の許可の区分	
① 大臣許可と知事許可	… 11
② 一般建設業と特定建設業の許可	… 12
③ 許可の有効期間	… 12
④ 一般建設業と特定建設業の違いに関するフロー図	… 13
4 建設業許可を受けるための要件	
① 建設業許可を取得するための5つの要件	… 15
(1) 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者であること	… 16
(2) 専任の技術者を有していること	… 19
(3) 請負契約に関して誠実性を有していること	… 21
(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	… 22
(5) 欠格要件等に該当しないこと	… 23
5 建設業許可申請手続き方法	
① 許可の申請区分と受付方法	… 25
② 許可申請書と添付書類	… 27
③ 申請手数料について	… 29
④ 許可申請の標準処理期間	… 30
⑤ 許可申請の取下げと拒否	… 30
⑥ 許可通知書の交付と許可証明書	… 30

6 建設業を営むうえで必要なこと	
① 建設工事の請負契約について	
・建設工事の請負契約について	… 35
・建設工事の見積について	… 36
・一括下請の禁止について	… 37
② 工事に配置する技術者について	… 38
③ 現場に専任が必要な技術者について	… 39
④ 現場代理人について	… 41
⑤ 作成すべき書類について	… 42
・帳簿の備え付けについて	… 42
・施工体制台帳の作成について	… 44
⑥ 標識・施工体系図について	… 44
・現場に掲げるべき標識について	… 44
・店舗に掲げるべき標識について	… 46
・施工体系図について	… 47
7 許可を受けたあとの手続きについて	
① 毎年の事業年度終了時の決算変更届について	… 49
② 許可の更新について	… 50
③ 変更の届出について	… 51
④ 許可の譲渡及び譲受けに関する事前認可について	… 52
⑤ 廃業の届出について	… 52
8 建設業許可申請書等の閲覧	
建設業許可申請書等の閲覧について	… 55
9 参考資料	
1 建設工事の内容と例示	… 57
2 建設業の種類別技術者資格要件	… 63
3 申請手数料の一覧表	… 69
4 建設業の業種別指定学科	… 71
5 建設業許可申請書類受付機関一覧	… 72

🔗申請書記載要領は「手引PART2」へ

1 建設業法とは？

(法第1、2条)

① 建設業法の目的（法第1条）

①建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護する。

②建設業の健全な発達を促進する。

▽建設業法の目的は、発注者の保護です。

⇒請負契約の内容は、基本的に当事者同士で決めればよいのですが、発注者に不利になったり、責任をうやむやにしたりしないために、最低限守らなければならない規定を定めています。

▽建設業を営もうとする者は、原則として、許可を受けなければなりません。

⇒特に、大きな工事をするときは、ある程度技術がなければなりません。

そこで、請負代金の額に応じて許可が必要であるとし、技術的・基本的基準を定めています。

② 建設業法に出てくる用語（法第2条）

▽建設業 …建設工事の完成を請け負う営業のことです。

これを仕事として利益を得ている人や会社を「建設業を営む者」といいます。

▽建設業者 …許可を受けて建設業を営む者のことです。

許可があれば「建設業者」、許可がなければ「建設業を営む者」となります。

▽発注者 …施主とも言います。建設工事の最初の注文者です。

▽元請負人 …下請契約における注文者で建設業者です。

▽下請負人 …下請契約における請負人です。

▽軽微な工事 …建設業許可が不要な工事(請負金額 500 万円未満等の工事)です。

▽法 …建設業法

▽施行規則 …建設業法施行規則

2 建設業の許可について (法第3条)

① 建設業を営むには許可が必要（法第3条第1項）

次に掲げる建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、元請負人として施工するか下請負人として施工するか、又、法人であるか個人であるかを問わず、建設業法の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

許可が必要な工事とは	
建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事1件の請負代金の額が、1,500万円以上の工事 ・木造住宅工事の場合は、工事1件の請負代金の額が、1,500万円以上、かつ、延べ面積が150㎡以上の工事
建築一式工事以外の建設工事 (専門工事)	工事1件の請負代金の額が、 <u>500万円以上</u> の工事

【注意点】

※請負代金の額には、注文者が提供する材料等の価格を含みます。

※請負代金の額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。(以下同じ。)

！ POINT !

専門工事の請負金額が500万円未満であったり、建築一式工事の請負金額が1,500万円未満または木造住宅150㎡未満の工事であったりする軽微な工事のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受ける必要はありません。

② 業種別に許可が必要（法第3条第2項）

建設業法は、建設業の業種を、建設工事の種類ごとに区分し、その業種ごとに建設業の許可が必要であることとしています。(全29業種)

土木一式工事	管工事	塗装工事	建具工事
建築一式工事	タイル・れんがブロック工事	防水工事	水道施設工事
大工工事	鋼構造物工事	内装仕上工事	消防施設工事
左官工事	鉄筋工事	機械器具設置工事	清掃施設工事
とび・土工・コンクリート工事	舗装工事	熱絶縁工事	解体工事
石工事	しゅんせつ工事	電気通信工事	
屋根工事	板金工事	造園工事	
電気工事	ガラス工事	さく井工事	

建設業の許可を受けようとする場合は、これらの業種のうちから、自分が建設工事の請負営業をしようとする建設工事から考えて、必要な業種を選び、後述する許可要件(P.15)を備えて、許可を申請することとなります。

各工事の内容は、それぞれ他の工事の内容と重複する場合がありますが、その部分的な工事が全体の建設工事に占める比重、役割等から建設工事の種類を判断し、許可申請建設業の業種を選ぶこととなります。「建設工事業種一覧(P.57)」を参考にしてください。

A さん(個人事業主)



500 万円以上の大工工事を請け負いたい…

建設業許可が必要!

B 不動産(株)(法人)



会社で住宅地を造成し、分譲住宅を独自で建設した後、土地付き分譲住宅として販売をしている!

建設業許可は不要!

(株)C建設工業(法人)



個人の木造住宅で、請負金額 3,000 万円でのべ床面積 120 m²の建築一式工事をします!

建設業許可は不要!

やっぱり請負金額 4,000 万円RC造の新店舗改築工事も請け負いたい…

建設業許可が必要!

3 建設工事の許可の区分 (法第3条)

① 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事が行うこととされています。この区分は、営業所の所在地によってなされます。

(Q&A「3 『営業所』の解釈と許可行政庁について」P.8 参照)

大臣許可	2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置し、建設業を営む場合 (例:本店は長野県、支店は東京都)
知事許可	1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設置し、建設業を営む場合 (1つの都道府県の区域内に複数の営業所を設置する場合を含む。) ※長野県に申請する許可はこちらの「知事許可」になります※

営業所の範囲

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ア 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な業務を行っていること。
 - イ 業務に関する権限を委任されていること。
 - ウ 事務所など建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等の備品を備えていること。
- したがって、建設業には全く無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店や、建設業に関係があっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。

※2つ以上の業種について知事許可を受けて建設業を営んでいる者が、ある1つの業種について、他の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、すべての業種について国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

(例:長野県で許可を受けて建築工事業を営業していた業者が、東京都に新たに営業所を置いて大工工事業を営業しようとする場合

→ **建築工事業、大工工事業の両方とも、大臣許可が必要になります。**

※許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては営業できません。

② 一般建設業と特定建設業の許可

建設業の許可は、その許可を受けようとする業種ごとに、「一般建設業」または「特定建設業」の許可に区分されます。

一般建設業	建設工事の最初の注文者(発注者)から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の総額が4,500万円以上(建築工事業は7,000万円以上)となる下請契約を締結して下請負人に施工させることはできません。 なお、 <u>下請負人が次の段階の下請負人と下請契約を締結する場合は、この制限はありません。</u>
特定建設業	上記に挙げた下請代金の制限はありません。 ただし、特定建設業者には、下請負人保護のための義務が課されています。

※1つの業種について、一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

※発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても特定建設業者であっても制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する場合は、又は、4,500万円未満(建築工事業は7,000万円未満)の工事を下請施工させる場合は、請負金額に制限はありません。

※下請代金の総額が4,500万円未満(建築工事業は7,000万円未満)か否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

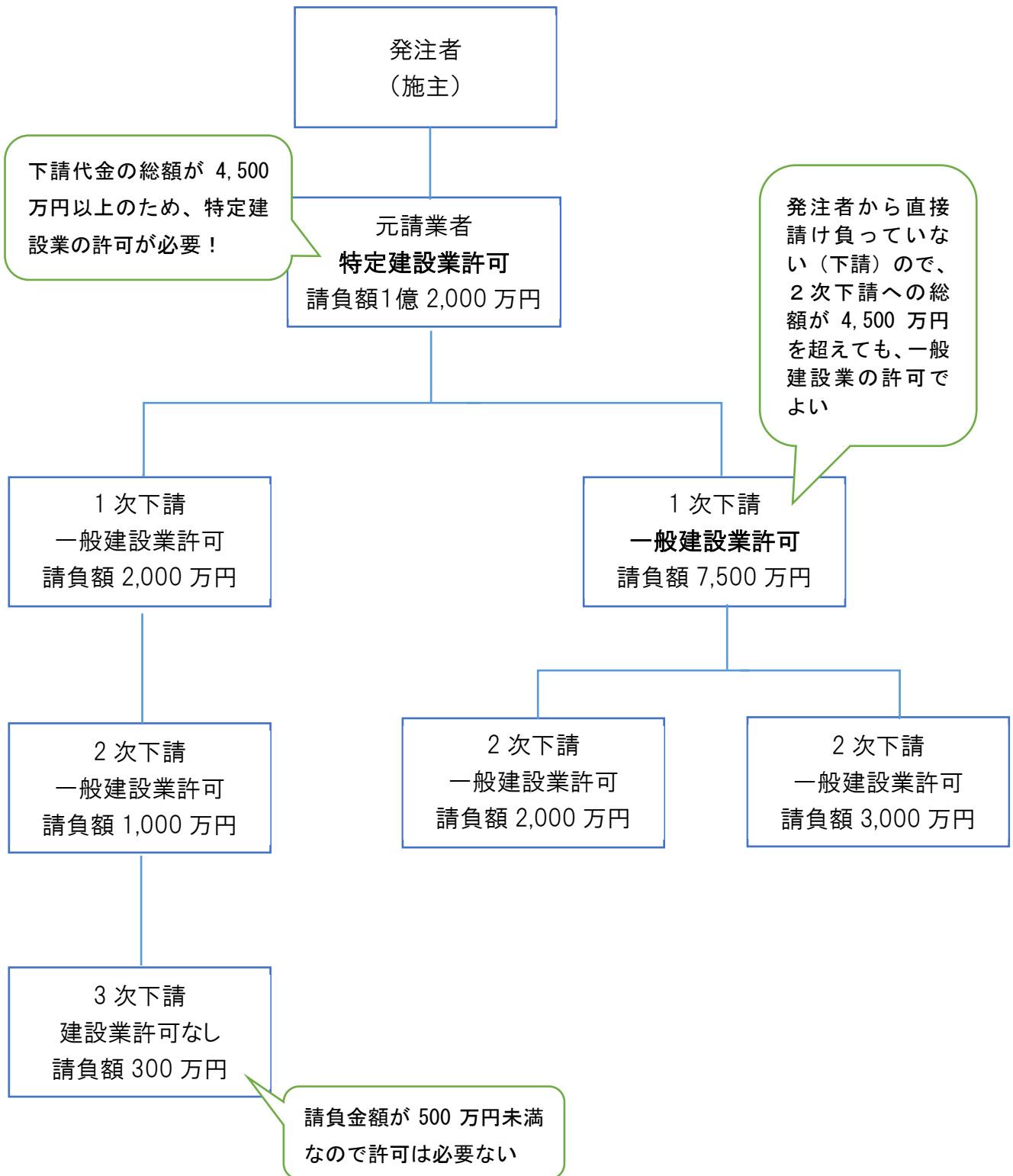
③ 許可の有効期間について

建設業許可には有効期間があります。有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

例えば、令和4年5月31日に許可を取得した場合、許可の有効期間は5年後である令和9年5月30日までとなります。(許可の有効期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日をもって満了となりますのでご注意ください。)

※許可を取得してから引き続き許可を受けて建設業を営業しようとする場合は、許可の更新を受ける必要があります。詳しくは、手引P48～の「7 許可を受けたあとの手続きについて」をご覧ください。

④ 「一般建設業」と「特定建設業」の違いに関するフロー図



4 建設業許可を受けるための要件 (法第7条・15条)

① 建設業許可を取得するために必要な5つの要件

建設業の許可を受けるためには、次の5つの要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること
 - ① 常勤役員等の体制が一定の要件を満たし適切な経営能力を有すること
 - ② 適切な社会保険に加入していること
- (2) 専任の技術者を有していること
- (3) 請負契約に関して誠実性を有していること
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- (5) 欠格要件等に該当しないこと

(1) 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること

許可を受けようとする者が次の要件(①と②)を満たしていることが必要となります。

① 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること

常勤役員等の体制が次のア又はイのどちらかに該当することが必要です。

ア 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること

(建設業法施行規則第7条第1号イ該当)

- a 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者(イー(1))
- b 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者(イー(2))
- c 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者(イー(3))

イ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。労務管理の業務経験と業務運営の業務経験についても同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

(建設業法施行規則第7条第1号ロ該当)

- a 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者(ロー(1))
- b 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者(ロー(2))

・「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はありません。

・経営業務を管理する常勤役員は、上記ア(建設業の経営業務管理経験5年又は補佐した経験6年)を満たすか、上記イのように役員を補佐する者を置く必要があります。

○「常勤役員等」とは

許可を受けようとする者が法人である場合においては、その常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（各種組合等の理事等）、取締役等に準ずる地位にあつて建設業の経営業務の執行に関し取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲（一部の権限の委譲である場合は除く。）を受けた執行役員等）であるもの、個人である場合には本人又はその支配人です。

○「常勤」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を有しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

○「直接に補佐する」とは

常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

[\(Q&A「5 常勤役員等\(経営業務の管理責任者等\)について」P.11 参照\)](#)

○経営業務の管理責任者としての経験とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいいます。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。

○経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての経験とは

経営業務の管理責任者に準ずる地位（取締役等に準じる地位）にある者（執行役員等）が、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

○経営業務を補佐した経験とは

建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般に、法人の場合は業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、その他支店長、営業所長等に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合はその個人又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいいます。

○財務管理の業務経験等とは

財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、業務運営の経験とは、建設業の許可を得ようとする者(申請者)における建設業に係る以下の経験です。なお、それぞれの業務の管理経験になるため、事務員等として業務を行った経験は該当しません。

- ・財務管理の業務経験とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署での経験です。
- ・労務管理の業務経験とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署での経験です。
- ・業務運営の経験とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署での経験です。

※ 経營業務の管理責任者としての経験は、法人の役員の場合、常勤・非常勤の別は問いません。

※ 軽微な工事を、許可を受けずに営業した場合における経験も、経験に含まれます。

② 適切な社会保険に加入していること

「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」について、それぞれの法令等に基づき、適切な届出を行っている必要があります。なお、適切な届出を行っていない場合は、建設業の許可要件を満たしていないこととなります。

※健康保険について、法人(常時5人以上の労働者を使用する個人事業主を含む)の営業所が、年金事務所長の適用除外の承認を受けて国民健康保険組合(建設国保等)に加入している場合は、「適用除外」(健康保険等の加入状況の様式における「2」)となります。

所属する事業所		雇用保険	医療保険	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数			
法人	1人～	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	— (役員のみ)	—		
個人事業主	5人～	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	1人～4人			
	— (事業主と同居の親族のみ)	—		

(2)専任の技術者を有していること

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所に、次表に掲げる専任の技術者を置くことが必要です。

なお、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は、指定建設業として指定されており、この7業種について特定建設業の許可を受けようとする場合は、営業所に置く専任の技術者は、国土交通大臣が定める国家資格者等でなければ特定建設業許可を受けることはできません。

専任の技術者とは

その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する技術者をいいます。
従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。

※複数の業種の許可を受けようとする場合、1人の技術者が複数の業種の要件を満たすときは、専任の技術者を兼ねることが出来ます。ただし、「複数の営業所」の専任の技術者を兼ねることは出来ません。1営業所につき1名以上の専任技術者が必要です。

※経營業務の管理責任者と専任の技術者とは、それぞれの要件に合致する限り、同一人が兼ねることが出来ます。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般建設業の許可を受ける場合</p>	<p>次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。(表2-1 P.63~65 参照)</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、表4(P.71 参照)に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、又は同様に大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>ハ ① 許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者、又は国土交通大臣が法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧実業学校卒業程度検定規定による検定で表3に掲げる学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者</p> <p>③ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧専門学校卒業程度検定規定による検定で表3に掲げる学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特定建設業の許可を受ける場合</p>	<p>次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする場合は、イ又はハ①に該当する者であること。(表2-2 P.66~68 参照)</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者</p> <p>ロ 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上)であるものに関して2年以上指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>ハ ① 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者(国土交通大臣認定者)</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>

(3)請負契約に関して誠実性を有していること

許可を受けようとする者が法人の場合は、その法人、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等をいう。))又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)、支店又は営業所の代表者が、個人の場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

○不正な行為とは

請負契約の締結又は履行に際して、詐欺、脅迫、横領、文書偽造など法律に違反する行為をいいます。

○不誠実な行為とは

工事内容、工期などについて請負契約に違反する行為をいいます。

○不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者とは

過去の一定期間内において、建設業又は建設業に類似する営業(宅地建物取引業、建築士の業務など)等に関し、不正な行為又は不誠実な行為を行った経歴があり、今後もそのような行為を繰り返すおそれが明らかに認められる者をいいます。

建設業を受けようとする者(法人の場合は当該法人とその非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人、個人の場合はその者及び一定の使用人)が、建築士法、宅地建物取引業法等で不正または不誠実な行為等を行ったことにより免許等の取り消し処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合、原則としてこの基準を満たさない者とします。

(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次に掲げる要件を備えていることが必要です。(Q&A「7 財産的基礎又は金銭的信用について」P. 16参照)

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 自己資本の額が500万円以上であること。</p> <p>イ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。(残高証明書、融資証明書の額が500万円以上あること。)</p> <p>ウ 許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること。</p>	<p>次のすべてに該当すること。</p> <p>ア 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>イ 流動比率が75%以上であること。</p> <p>ウ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

※左欄ウには、新規許可後の初回の更新申請時点で営業年数が5年未満の場合も含まれます。(業種追加に併せて、許可の有効期間の調整を行う場合を除く。)

※財産的基礎の基準に適合しているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の**直前の決算期における財務諸表**により、新規設立の企業にあっては**創業時における財務諸表**により行います。ただし、特定建設業の許可を受ける場合において、直前の決算期の財務諸表では資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、この基準を満たしているものと判断します。(資本金の額以外は、直前の決算期の財務諸表で判断します。)

自己資本の額	<p>(法人) 貸借対照表における純資産合計の額</p> <p>(個人) 期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定＋(負債の部に計上の)利益留保性引当金・準備金</p>
欠損の額	<p>(法人) 貸借対照表の繰越利益剰余金が負の場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額</p> <p>(個人) 事業主損失－(事業主借勘定－事業主貸勘定＋(負債の部に計上の)利益留保性引当金・準備金)</p>
流動比率	流動資産÷流動負債×100(%)
資本金の額	<p>(法人) 株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金</p> <p>(個人) 期首資本金</p>

(5)欠格要件等に該当しないこと

以下に該当する場合は、許可を受けられません。

- ① 許可申請書又はその添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載がある場合、又は重要な事実の記載が欠けている場合

- ② 申請者(法人の場合はその役員等を含む、個人の場合は事業主本人、その他に支配人、営業所の代表者など)が、以下のような要件に該当している場合(主な場合のみを記載しています。)
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 不正の手段により許可(認可)を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
 - ウ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - エ 上記ウの届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - オ 営業の停止(営業の禁止)を命ぜられ、その停止(禁止)の期間が経過しない者
 - カ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - キ 建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ケ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5 建設業許可申請の手続き方法

① 許可の申請区分と受付方法

(1) 許可の申請区分

許可の申請は、次に掲げる申請区分により行ってください。

許可の申請区分	申請内容
新規	<p>ア 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合</p> <p>イ 特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部について、一般建設業の許可を申請する場合 (法第 29 条に該当する場合、特定建設業の廃業が必要となります)</p>
許可換え新規	<p>許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合</p>
般・特新規	<p>ア 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合</p> <p>イ 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 (法第 29 条に該当する場合、特定建設業の廃業が必要となります)</p>
業種追加	<p>ア 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合</p> <p>イ 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合</p>
更新	<p>既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合</p>
般・特新規 +業種追加	<p>般・特新規と業種追加を同時に申請する場合</p>
般・特新規+更新	<p>般・特新規と更新を同時に申請する場合</p>
業種追加+更新	<p>業種追加と更新を同時に申請する場合</p>
般・特新規 +業種追加 +更新	<p>般・特新規と業種追加と更新を同時に申請する場合</p>

(2) 許可申請書類の受付について

申請の受付については、郵送申請又は、電子申請のどちらかで行うことができます。

■郵送申請の場合

許可の申請区分に関わらず、書類の提出についてはすべて郵送での提出が可能です。

ただし、郵送受付は県庁建設部建設政策課建設業担当のみですのでご注意ください。

なお、令和4年4月より、申請及び届出書類の審査については、すべて県庁建設部建設政策課建設業担当で行っています。建設事務所では書類の受付・審査は行いませんのでご注意ください。(建設事務所では書類の経由のみ行います。)

書類の提出方法は、下表のとおりです。

※封筒には「**建設業許可申請書在中**」と朱書きして提出してください。

提出先	提出方法	提出部数
県庁建設部建設政策課建設業担当 <申請書類宛先> 〒380-8570 (県庁専用郵便番号につき住所記載不要) 長野県庁建設部建設政策課建設業担当	郵送にて提出 ※必ず書留(レターパックプラス)で提出	・申請書類一式 正本1部 副本1部 計2部 ※必要な場合は控え1部 (正本は原本、副本は写し等でも可) ・確認書類一式 1部 ・申請者用チェックリスト 1部 ※詳細は次のページ及び手引 PART2 P.13~18 をご覧ください。
建設事務所総務課(P.72 参照)	総務課窓口に直接持参	

※申請者控(副本に県庁受付印を押印したものが必要な場合提出)を提出する場合は、

必ず返信用封筒(普通郵便で可)を同封してください。また、代理申請であって、代理人へ許可通知書郵送を希望する場合は、その返信用封筒も同封してください。

※申請書類は、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/yoken/r2shinsei.html>

※必要な申請書類については「許可申請書・添付書類について(P.27)」をご覧ください。また、書類の綴る順序もP.27の表のとおりとなります。ホチキスやひも等で綴じずに提出してください。

■電子申請の場合

電子申請による申請方法は、以下 URL を参考にしてください。

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

(3) 確認書類について

申請書類と併せて、許可要件を満たしているか確認するための書類も必要になります。(専任技術者が常勤であることの確認等…)詳細については手引 PART2の「確認書類について(P.13)」をご覧ください。必要な書類をそろえて提出してください。

※受付方法については手引PART2の P.10 にも詳細を載せておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

② 許可申請書・添付書類について

＜許可申請書の提出書類＞

○印：必ず必要 ☆印：場合によって必要 △印：変更があった場合は必要 空白：省略可能

区分	縦 る 順 序	様 式 番 号	手 引 P A R T 2 掲 載 順 序	申 請 書 及 び 添 付 書 類	申 請 区 分								
					新 規	許 可 換 え 新 規	般 ・ 特 新 規	業 種 追 加	更 新	般 ・ 特 新 規 十 業 種 追 加	般 ・ 特 新 規 十 更 新	業 種 追 加 十 更 新	般 ・ 特 新 規 十 業 種 追 加 十 更 新
開 覧 対 象 書 類	1	様式第1号	21	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	別紙1	24	役員等の一覧表〔法人〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	別紙2(1)	25	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		別紙2(2)	26	営業所一覧表(更新)	△	△	△	△	○	△	△	△	△
	4	別紙3	27	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	別紙4	28	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	様式第2号	29	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	様式第3号	34	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	様式第4号	36	使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	様式第6号	37	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	様式第11号	38	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	様式第15号	39	貸借対照表〔法人〕	○	○							
	(11)	様式第18号	48	貸借対照表〔個人〕	○	○							
	12	様式第16号	42	損益計算書・完成工事原価報告書〔法人〕	○	○							
	(12)	様式第19号	50	損益計算書〔個人〕	○	○							
	13	様式第17号	44	株主資本等変動計算書〔法人〕	○	○							
	14	様式第17号の2	45	注記表〔法人〕	○	○							
	15	様式第17号の3	-	附属明細表(注)※資本金1億円又は負債総額200億円超の株式会社のみ必要	○	○							
	16		97	定款〔法人〕	○	○			△	△	△	△	△
	17	様式第20号	60	営業の沿革	○	○			○	○	○	○	○
18	様式第20号の2	61	所属建設業者団体	○	○			△	△	△	△	△	
19	様式第7号の3	62	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	様式第20号の3	64	主要取引金融機関名	○	○			△	△	△	△	△	
開 覧 対 象 外 書 類	1	様式第7号	65	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	別紙	73	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(1)	様式第7号の2	68	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1,2-2も同様)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	(2-1)	別紙1	74	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2-2)	別紙2	75	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書									
	3	様式第8号	77	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	△	○	○	○	○
	4	様式第9号	86	実務経験証明書	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
	5	様式第10号	93	指導監督の実務経験証明書 ※特定建設業の許可申請の場合のみ	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
	6	様式第12号	94	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所・生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	様式第13号	95	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	8	様式第14号	96	株主(出資者)調書〔法人〕	○	○			△	△	△	△	△
	9	添付書類	-	卒業証明書(実務経験証明書とあわせて 原本提出)	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
			-	技術検定合格証明書等の資格証明書の写し(監理技術者資格者証の写しでも可)	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
			97	登記事項証明書	○	○			△	△	△	△	△
97			納税証明書(県税、建設業許可申請用)	○	○								
98			成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
98			成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(身分証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	法人番号が確認できる書類	○	○										
10		99	委任状 ※代理人に手続きを委任する場合は、申請者の押印のある委任状が必要になります。(電子申請の場合不要)										

(注) 有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※第三者から発行される証明書等(登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等)は、押印のあるものが必要です。

※ 上記の他に、許可要件の確認のため別途他の書類の提出を求める場合があります。

個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。

＜変更等の届出事項と提出書類＞

○印：必ず必要 ☆印：場合によって必要 △：変更があった場合必要

区分	綴る順序	様式番号	手引PART2掲載先頭ページ（P）	変更届出書等の様式及び添付書類	毎事業年度経過後の届出	変更等の届出事項										廃業等の届出												
						常勤役員等（経営業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者		専任技術者		健康保険の加入状況に変わりがあったとき（従業員数のみ）		新たに令第3条に規定する使用人を置いたとき		従たる営業所の名称、所在地			従たる営業所の名称、所在地		法人の資本金額（出資総額）の変更		新たな法人の役員等（個人事業の支配人となった者があるとき）		法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名の変更（退任・帰国等による変更※就業者の変更を含む）					
						変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき		変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき		
	提出時期		事業年度経過後4か月以内		事実発生後2週間以内		事実発生後30日以内																					
閲覧対象書類	1	様式第22号の2	101	変更届出書		○	○	○	○	○	○																	
	2		107	変更届出書(決算報告用)	○																							
	3	様式第22号の4	105	廃業届																						○		
	4	別紙1	24	役員等の一覧表(法人)		○	○	○														○	○					
	5	別紙4	28	専任技術者一覧表					○	○	○																	
	6	様式第2号	29	工事経歴書	○																							
	7	様式第3号	34	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○																							
	8	様式第4号	36	使用人数	△																							
	9	様式第6号	37	誓約書								○																
	10	様式第11号	38	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△							○																
	11	様式第15号	39	貸借対照表(法人)	○																							
	(11)	様式第18号	48	貸借対照表(個人)	○																							
	12	様式第16号	42	損益計算書・完成工事原価報告書(法人)	○																							
	(12)	様式第19号	50	損益計算書(個人)	○																							
	13	様式第17号	44	株主資本等変動計算書(法人)	○																							
	14	様式第17号の2	45	注記表(法人)	○																							
	15	様式第17号の3	-	附属明細表(注)	☆																							
	16		97	事業報告書(株式会社)	○																							
17		97	定款(法人)	△																								
18	様式第7号の3	62	健康保険等の加入状況	△(変更が従業員数のみ)							○																	
閲覧対象外書類	1	様式第7号	65	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書		○	○																					
	2	別紙	73	常勤役員等の略歴書		○	○																					
	(1)	様式第7号の2	68	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1、2-2も同様)		○	○																					
	(2-1)	別紙1	74	常勤役員等の略歴書		○	○																					
	(2-2)	別紙2	75	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		☆	☆																					
	3	様式第8号	77	専任技術者証明書(新規・変更)					○	○																		
	4	様式第9号	86	実務経験証明書					☆																			
	5	様式第10号	93	指導監督の実務経験証明書					☆																			
	6	様式第12号	94	許可申請者の住所・生年月日等に関する調書																					○			
	7	様式第13号	95	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書								○														○		
	8	様式第14号	96	株主(出資者)調書																						○		
9	様式第22号の3	104	届出書					○			○	○																
10	添付資料	-	卒業証明書								☆																	
		-	技術検定資格証明書等の資格証明書の写し(監理技術者資格証の写しでも可)									☆																
			登記事項証明書												○	○	○	○								☆		
			納税証明書(県税、建設業許可変更届出用)																								○	
			成年被後见人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)																									
			成年被後见人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長証明書(身分証明書)																									○
11		99	委任状 ※代理人に手続きを委任する場合は、依頼者の押印のある委任状が必要になります。(電子申請の場合不要)								○															☆		

(注) 資本金1億円超又は負債総額200億円超の株式会社、但し有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※第三者から発行される証明書等（登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等）は、押印のあるものが必要です。

※上記の他に、許可要件の確認のため別途他の書類の提示又は提出を求める場合があります。

※一部廃業については変更事項に係る書類の提出も必要になります。
[（手引PART2「確認書類について P.13～」参照）](#)

個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。

③ 申請手数料について

次の区分により、あらかじめ納入してください。

申請区分	長野県知事許可	
	金額	納入方法
新規	手数料 90,000円	長野県収入証紙 (※)
許可換え新規		
一般・特新規		
業種追加	手数料 50,000円	長野県収入証紙 (※)
更新		

- ※ 一般建設業と特定建設業の手数料等は、別々に計算します。
- ※ 申請区分ごと手数料が異なるため、「申請手数料の一覧表(P69)」もあわせてご覧いただき自身が申請する内容をよく確認のうえ、「正本」の「別紙三(はり付け欄)」に長野県収入証紙を貼り付けて提出してください。証紙は、消印しないでください。
- ※ 手数料は、許可申請と審査に対するものであるため、審査の結果許可を受けられなかった場合や申請を取り下げた場合でも、還付されません。
- ※ 電子申請の場合は、Pay-easyによる電子納付により、納付が可能です。
電子納付の場合、領収書は発行されません。また、振込手数料は申請者が負担してください。

【証紙売りさばき場所について】

長野県の収入証紙は、長野県 HP にて確認することができます。お近くの販売所でお買い求めください。

<証紙売りさばき場所一覧>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi.html>



← スマートフォンをお持ちの方はこちらからもご覧になれます。

④ 許可申請の標準処理期間

建設業の許可を行う際の標準処理期間は次のとおりです。

なお処理期間は、書類が建設政策課に到着した日（電子申請の場合は、手数料の納付までを確認した日）を起算点として数えます。

許可の種類	標準処理期間
新規・業種追加・般特新規申請	45日
更新申請	30日



この期間は、申請内容や書類が適正である場合を前提としています。不備の補正等に期間を要した場合、その期間は含まれません。

⑤ 許可申請の取下げと拒否

(1) 許可申請の取下げ

許可申請を行った後、申請者の都合によりその許可申請を取り下げようとする場合は、**許可の取下げ願(P. 32)**を提出してください。

(2) 許可申請の拒否

審査の結果、許可を行わないこととした場合（申請者が欠格要件に該当した等）は、許可の拒否通知が申請者に対して交付されます。

⑥ 許可通知書の交付と許可証明書

許可通知書(P. 31)は、建設政策課より、郵送にて交付いたします。

紛失しても再発行はいたしませんので、大切に保管してください。紛失してしまった場合等で、建設業の許可を受けていることの証明が必要な場合は、**建設業許可証明書**の交付を受けられます。許可申請時と同様の宛先まで「許可証明発行願（長野県公式 HP に様式掲載）」を提出してください。

【建設業許可証明書手続きについて】

- | | | |
|----------|----|-----------------------------------|
| ①許可証明発行願 | 1部 | } ①、②を長野県建設部建設政策課建設業担当宛て送付してください。 |
| ②返信用封筒 | 1部 | |

※建設業許可証明書は、1通につき **400 円の長野県収入証紙**が必要となります。

許可証明書は、書類提出後約1週間で発行されます。

許可通知書の見方

長野県指令〇〇第〇〇号

令和4年(2022年)4月16日

長野市大字南長野字幅下692-2

(株)ナガノ

代表取締役

長野 太郎

様

この通知を行った日です。「許可年月日」と異なる場合があります。

長野県知事 〇〇 〇〇

一般建設業の許可について (通知)

令和4年 3月 2日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

「般」は一般建設業、「特」は特定建設業を表し、そのあとの数字は許可を行った年度を表しています。

記

許可番号 長野県知事許可(般-4)第12345号

許可の有効期間 令和4年4月16日から令和9年4月15日まで

建設業の種類

土木工事業
管工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
舗装工事業
造園工事業

ここに記載の日が「許可年月日」となります。

許可を受けた業種が表示されます。

更新をする場合は、この日までに申請してください。

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 令和9年3月16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

令和 年 月 日

長野県知事様

住所

商号又は名称

代表者氏名

一般
特定 建設業の許可申請の取下げ願

令和 年 月 日付で 一般
特定 建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により
許可の取下げを致します。

記

取下げ理由

6 建設業を営むうえで必要なこと (法第 18 条等)

① 建設工事の請負契約について

(1) 建設工事の請負契約について

(法第 18 条・19 条)

契約は、当事者同士の意思が合致することで成立するので、口約束であっても契約として成立してしまいます。しかし、口約束では後々トラブルになりかねないので、契約内容を書面に記載し、記名押印のうえ、相互に交付しなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない 15 項目

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 前金払又は出来形払をする場合は、その支払の時期及び方法
- (6) 工期変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法
- (7) 天災等の不可抗力による工期変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- (8) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担
- (10) 注文者が資材を提供し、又は建設機械等を貸与するときは、その内容及び方法
- (11) 注文者が完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後の請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 履行遅滞その他債務の不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法

※なお、書面契約に代えて電子契約による契約も認められています。その場合も上記の 15 項目について記載が必要です。また、押印の代わりに契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じている必要があります。

<注文書・請書で契約する場合の方法>

注文書・請書の交換 + 基本契約の締結

注文書・請書の交換 + 基本契約約款の添付又は印刷

「基本契約」「基本契約約款」には、上記 15 項目のうち、注文書・請書に記載されていないものを記載します。注文書・請書には、個別記載事項以外の事項について基本契約書又は基本契約約款の定めによるべきことを記載します。

(2) 建設工事の見積りについて

(法第 20 条)

見積りは「工事の種別」ごとに「経費の内訳」を明らかにする必要があります。適正な請負契約の設定や注文者の保護を図るのみでなく、ダンピング(非常に低い価格を設定すること)の防止や下請業者の保護のためにも、建設工事の請負契約を締結する際には内訳を明らかにして見積を行うよう努めなければなりません。

また、注文者から依頼があれば、その見積書を交付しなければなりません。

【工事の種別とは】

切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような“工事の別”と、本館、別館のような“目的物の別”のことです。

【経費の内訳とは】

労務費(工事のための人件費)、材料費、共通仮設費(工事現場の仮設事務所等の建物に直接関係しない工事を進めるための経費)、現場管理費、機械経費等の別のことです。

建設工事の注文者は、工事の見積りについて、随意契約であれば契約前に、入札であればそれを行う前に具体的な契約内容を提示する必要があります。なお、提示すべき内容は、契約書に記載する 15 項目のうち、請負代金の額を除いた 14 項目です。

なお、追加工事又は変更工事に伴う変更契約を行う際にも適正な見積り手続きが必要です。

※「随意契約」…任意の相手と契約すること。信頼できる相手を自ら選んで契約すること。

※「入札」…複数の契約希望者に金額等を競争させ、最も有利な条件を示した者と契約すること。

また、契約内容の提示から契約締結又は入札までには、下表のとおり一定の期間が必要です。

①下請工事の予定価格が 500 万円未満	中 1 日以上
②下請工事の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満	中 10 日以上
③下請工事の予定価格が 5,000 万円以上	中 15 日以上

※予定価格が 500 万円以上でやむを得ない場合は 5 日以内に限り短縮可能です。

例:5月1日に契約の内容 ①なら5月3日、②なら5月 12 日、③なら5月 17 日以降に契約が可能となる
を提示した場合 やむを得ない事情があるときは、②は5月7日、③は5月 12 日まで短縮可能

※建設工事における請負・見積りに際し、具体的に注意すべき事項については、

- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
 - ・建設業法令遵守ガイドライン 一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一
- を参照してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

(3)一括下請負の禁止について

(法第22条)

建設工事を請け負った建設業者が建設工事をそのまま一括して下請に出すことは、注文者の信頼に反するばかりか、責任が誰にあるのかをあやふやにして、適正な施工を妨げることにもつながります。そのため**建設業者による一括下請負は法律によって禁止**されています。

<「一括下請負」に該当するもの>

- 請け負った建設工事の全部またはその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。
- これらに該当する場合は、元請がその施行に**実質的に関与している場合を除き**、一括下請負に該当します。

上記のとおり、一括下請負は禁止されていますが、**公共工事及び民間工事のうち共同住宅を新築する工事を除き、発注者が事前に書面による承諾をしていれば、この規定の適用は除外**されます。

※実質的に関与とは…

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。具体的には以下のとおりです。

	発注者から直接請け負った元請業者 (すべて行うことが必要)
施工計画の作成	施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
品質管理	下請負人からの施工報告確認、必要に応じた立会確認
安全管理	安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	発注者との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

② 工事に配置する技術者について

(法第 26 条・27 条)

建設業者は、請け負った許可業種に係る建設工事を施工するときは、請負代金の額の大小や、元請・下請の別にかかわらず、その工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定額以上の下請契約を締結して施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

主任技術者の配置義務要件緩和

※特定の専門工事(鉄筋工事及び型枠工事で、下請代金の合計額が 4,000 万円未満の工事)については、注文者の承諾を得て元請負人が下請負人の代わりに技術者を配置する場合は、**下請負人は主任技術者の設置が不要となります**。この際に元請負人が配置する主任技術者は、その特定専門工事に専任であり、かつその**特定専門工事と同一の種類**の建設工事に**関し1年以上指導監督的な実務経験を有する者を配置しなければなりません**。また、主任技術者を置くことを不要とされた下請負人は、別の者にその工事を再下請させることはできません。

	監理技術者	主任技術者
配置義務が生じる建設業者	発注者から直接工事を請け負い、かつ 4,500 万円以上(建築一式工事については 7,000 万円以上)を下請契約して施工する 特定建設業者	左以外の すべての 建設業者

- ・配置義務があるのは「建設業者」であり、許可なく建設業を営む者に配置義務はありません。
- ・一方で、建設業者は請負金額 500 万円未満の工事でも、許可業種に係る建設工事を施工するときは主任技術者を置く必要があります。
- ・監理技術者の配置義務は元請の特定建設業者にあります。したがって、1 次下請以下は金額に関わらず、主任技術者を配置すればよいです。
- ・配置技術者は建設業者に直接雇われている必要があります。

→在籍出向者や派遣社員ではダメです!

- ・配置技術者になれる者は、基本的には専任技術者になれる者と要件は同じです。したがって、業種ごとに必要な資格等については、「建設業の種類別技術者資格要件(P.63)」をご覧ください。

【工事現場における技術者制度の概要】

	一般建設業 (全 29 業種)	特 定 建 設 業			
		指 定 建 設 業 (土・建・電・管・鋼・舗・園)		そ の 他 (左以外の 22 業種)	
元請工事における下請金額合計	4,500 万円 未満*	4,500 万円 未満*	4,500 万円 以上*	4,500 万円 未満*	4,500 万円 以上*
工事現場に置くべき技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	監理技術者
技術者の 資格要件	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者、大臣 認定者	一級、二級国家資格者、実 務経験者	一級国家資格者、実務経 験者
技術者の専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が 4,000 万円以上**のときに必要				
監理技術者資格者証・監理技術者講習の必要性	必要ない		専任の監理技術者の場合は必要	必要ない	専任の監理技術者の場合は必要

* 建築工事業の場合は 7,000 万円以上

** 建築工事業の場合は 8,000 万円以上

③ 現場に専任が必要な技術者について

(法第 26 条)

<工事現場ごとに専任とは>

「専任」とは、他の工事現場の主任技術者や監理技術者との兼任を認めないことを意味しており、常時継続的に当該工事現場に置かれている必要があります。ただし、工事の遂行に支障が出ない程度で一時的に現場を離れることまで制限するものではないと考えられます。(営業所での打ち合わせなど)

<配置技術者に専任が求められる工事とは>

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」で、1件の請負金額が税込 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)以上である工事のことをいいます。

※「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、**個人住宅・長屋を除いたほとんどの工事が対象**となっており、民間工事も含まれます。

＜専任の技術者・経營業務の管理責任者の主任(監理)技術者としての工事の配置について＞

区分	配置しようとする建設工事			例外的に配置が認められる場合
	公共性のある重要な工事		左記以外	
	4,000 万円 以上	4,000 万円 未満		
専任の技術者 (P.19)	×	×	×	所属営業所に近接した現場(同一地域振興局管内又は所属営業所から現場までの移動時間が概ね1時間半程度)で、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合 ※ただし、「専任が必要な工事」については、担当業種に関係なく配置することはできません。
経營業務の管理責任者 (P.16)	×	○	○	※「専任が必要な工事」については、担当業種に関係なく、配置することはできません。

＜工事ごと配置される主任(監理)技術者の工事現場の兼務について＞

区分				兼務しようとする建設工事			例外的に兼務が認められる場合
				公共性のある重要な工事		左記以外	
				4,000 万円 以上	4,000 万円 未満		
現在担当している建設工事	主任技術者	公共性のある重要な工事	4,000 万円以上	×	×	×	・密接な関連のある工事を、同一の又は近接(原則として10km以内)した場所において施工する場合 ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、一つの工事とみなすことが可能な場合(兼務しようとする建設工事が随意契約によるものに限る) ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、一つの工事とみなすことが可能な場合(兼務しようとする建設工事が随意契約によるものに限る) ・補佐する者を置く場合(後述)
			4,000 万円未満	×	○	○	
		上記以外	×	○	○		
	監理技術者	公共性のある重要な工事	4,000 万円以上	×	×	×	
			上記以外	×	○	○	
		上記以外	×	○	○		

※「請負金額4,000 万円」については、建築一式工事の場合は「請負金額8,000 万円」と読み替えます。

※密接な関連のある工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事のことを指します。

<監理技術者の専任配置の例外>

工事現場ごとに専任で配置しなければならないとされている監理技術者について、監理技術者の職務を補佐する者を工事現場ごとに専任で配置すれば、例外的に2つの現場まで兼務が認められます。

※監理技術者の職務を補佐する者の要件は、主任技術者となれるもので、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者(令和3年以降に行われる試験に合格し、1級技士補の資格を得た者)であること等です。

④ 現場代理人について

現場代理人とは、請負人の代理人として工事現場の取り締まりを行い工事の施工に関する一切の事項を処理するものです。

主任技術者とは異なり設置が義務付けられているものではなく、また、現場代理人になることができる要件や資格についても建設業法では特に定まっていないため、資格がなかったり出向社員であったりしても法律上は問題ありません。したがって、設置するかどうか、設置するとしたらどのような人を設置するのか等、現場代理人についてはすべて相手方との契約の中で定めることになります。

請負人が現場代理人を置く場合、現場代理人の権限に関する事項、現場代理人の行為について注文者が請負人に意見を申し出る際の方法を、書面により通知しなければなりません。

<現場代理人と主任技術者の兼務は可能>

同じ工事現場において、現場代理人と主任(監理)技術者は兼任することができます。

ただし、他の工事現場の主任技術者と兼ねることはできません。また、営業所の専任技術者と兼ねることもできません。

⑤ 作成すべき書類について

(1) 帳簿の備え付けについて

(法第40条の3)

建設業者は、施行規則の定めるところにより、その営業所ごとに、その営業所に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、請け負った工事ごとに、引渡しをしたときから5年間(住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間)、保存しなければなりません。

< 帳簿の記載事項 >

- ア 営業所の代表者の氏名、就任日
 - イ 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
 - (ア) 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (イ) 請負契約締結年月日、注文者の商号、名称又は氏名及び住所、並びに注文者が建設業者の場合は許可番号
 - (ウ) 注文者の完成検査の完了年月日、注文者への引渡し年月日
 - ウ 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項
 - (ア) 請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (イ) 下請契約の締結年月日、下請負人の商号又は名称及び住所、建設業許可を有している場合は許可番号
 - (ウ) 自社による完成検査の完了年月日、下請負人から引渡しを受けた年月日
 - (エ) 建設業法第24条の6第1項に規定する下請契約の場合は、次に掲げる事項
 - ・注文者が特定建設業者(元請としての立場の場合に限らない)
 - ・下請負人が個人又は資本金4,000万円未満の法人で一般建設業者
- ① 支払った下請代金の額、年月日及び支払手段
- ② 支払手段が手形の場合は、手形の金額、交付年月日及び手形の満期
- ③ 下請代金の一部を支払った場合は、その後の下請代金の残額
- ④ 遅滞利息を支払った場合は、その額及び支払年月日
- ※ 特定建設業者の下請代金の支払いに当たっては、下請負人の引渡し申し出日から50日経過以降は、年14.6%の遅延利息の支払い義務が規定されています。
- エ 発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項
 - (ア) 当該住宅の床面積
 - (イ) 建設瑕疵負担割合
 - (ウ) 住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

この2つに当てはまる場合

<帳簿の添付書類>

ア 請負契約書(写し、電磁的記録でも可)

イ (1)ウ(エ)に該当する下請契約の場合は、支払った下請代金の額、支払った年月日及び領収書等(写し可)

ウ 施工体制台帳を作成しなければならない工事の場合は、施工体制台帳のうち以下の事項

が記載された部分

(ア) 主任技術者又は監理技術者(補佐を置いた場合はその者も含む)の氏名、資格

(イ) 監理技術者以外に専門技術者を置いた場合、その者の氏名、担当工事内容、資格

(ウ) 下請負人の商号又は名称、建設業許可を有している場合は許可番号

(エ) 下請負人が請け負った建設工事の内容及び工期

(オ) 下請負人が置いた主任技術者の氏名、資格

(カ) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いた場合、その者の氏名、担当工事内容、資格

※ ここで言う「下請負人」とは、自社が直接下請契約した相手方だけでなく、その工事に関わる末端までの全業者を指します。

エ 営業に関する図書

(ア) 完成図

(イ) 発注者との打合せ記録

(ウ) 施工体系図(作成しなければならない工事の場合)

※ 営業に関する図書は、5年間ではなく10年間保存しなければなりません。

(2) 施工体制台帳の作成について

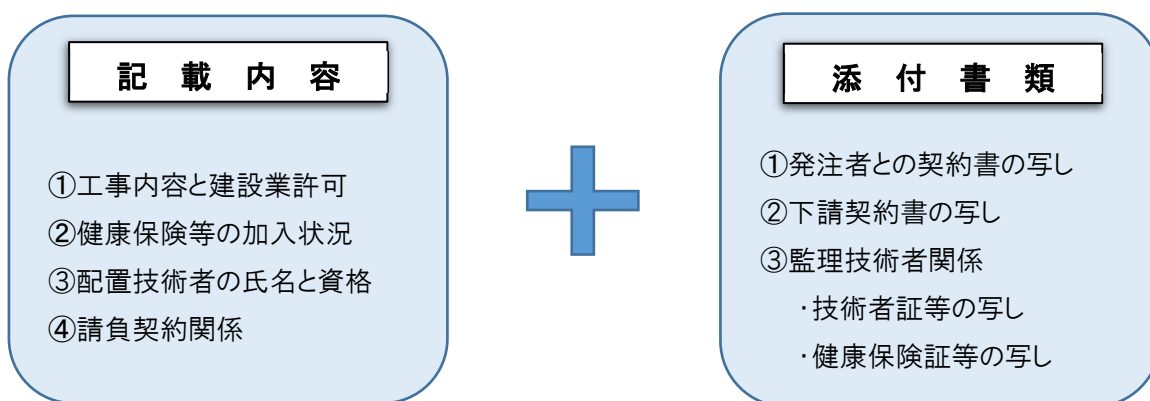
(法第 24 条の 8)

施工体制台帳は、品質・工程・安全など施工上のトラブル、不良不適格業者の参入や建設業法違反、安易な重層下請による生産効率の低下を防ぐため、元請業者が現場の施工体制を把握するために作成するものです。

施工体制台帳は下記の場合に作成する義務があります。

- 公共工事を受注した元請業者が、金額に関わらず下請契約を締結するとき
- 民間工事を受注した建設業者が、4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上を下請に出すとき

<施工体制台帳の記載内容と添付書類>



<施工体制台帳に記載する「下請負人」の範囲について>

施工体制台帳には、建設工事の請負契約に係るすべての下請業者(無許可業者を含む)について記載する必要があります。したがって、2 次下請以下の業者についても記載する必要があります。

※下請契約は「建設工事の下請契約」であるため、それに該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務等の契約代金は含みません。

⑥ 標識・施工体系図について

(1) 現場に掲げるべき標識について

(法第 40 条)

建設工事の施工が、許可を受けた適法な業者によってなされているということを対外的に明らかにするため、工事現場ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。

(標識の掲示)

第 40 条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、(中略)建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

なお、建設工事の現場への標識掲示は、発注者から直接請け負った者(元請業者)が掲示します。

(建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合)

(規則様式第 29 号)

↑ 25cm 以上 ↓	建 設 業 の 許 可 票			
	商 号 又 は 名 称			
	代 表 者 の 氏 名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許 可 番 号	国土交通大臣 許可()第 号		知事
	許 可 年 月 日			
	← 35cm 以上 →			

＜建設工事現場に掲げる標識に記載する事項＞

- (ア) 商号または名称
- (イ) 代表者の氏名
- (ウ) 主任技術者又は監理技術者の氏名
- (エ) 専任の有無(該当する場合は「専任」と記載)
- (オ) 資格名及び資格者証交付番号(該当する場合のみ)
- (カ) 一般建設業又は特定建設業の別
- (キ) 許可を受けた建設業(当該現場で行っている工事に係る許可を受けた建設業)
- (ク) 許可番号及び許可年月日

(2) 店舗に掲げるべき標識について

(法第 40 条)

建設業者は、建設工事現場のみならず、店舗においても、公衆の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。一般的に「金看板」と呼ばれているものです。

店舗に掲げる標識は、工事現場に掲げるものと内容や大きさが異なるため、注意が必要です。

また、建設業許可取得後、許可業種の種類が変わったり、許可の更新をして許可年月日が変更になったりした場合は、標識に記載する事項も変更する必要があります。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合)

(規則様式第 28 号)

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
	この店舗で営業している建設業			
40cm 以上				

<店舗に掲げる標識に記載する事項>

- (ア) 商号又は名称
- (イ) 代表者の氏名
- (ウ) 一般建設業又は特定建設業の別
- (エ) 許可を受けた建設業
- (オ) 許可番号及び許可年月日
- (カ) この店舗で営業している建設業

(3) 施工体系図について

(法第 24 条の 8)

工事に携わる関係者全員に各下請負人の施工の分担関係等が分かるよう、当該工事現場に掲げる必要があります。

民間工事		公共工事
発注者から直接請け負った特定建設業者	誰が	発注者から直接請け負った建設業者
下請契約 4,500 万円以上(建築一式工事の場合は 7,000 万円以上)のとき	いつ	下請契約を締結したとき
見やすい場所	どこに	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所

7 許可を受けたあとの 手続きについて

① 毎年の事業年度終了時の決算変更届について

(法第 11 条)

許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了後4カ月以内に「決算変更届」を提出する必要があります。

提出すべき書類は以下のとおりです。(添付書類の様式の記載方法等は手引2の該当ページをご覧ください。)

様式	添付書類	備考
22号の2	①変更届出書(決算報告用)	押印不要です。
第2号	②工事経歴書	
第3号	③直前3年の各事業年度における工事施工金額	
第15号 第16号 第17号 17号の2 17号の3 第18号 第19号	④財務諸表(※1) 法人 貸借対照表 損益計算書(完成工事原価報告書含む) 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表(※2) 個人 貸借対照表 損益計算書	※1 建設業法施行規則に定める様式を提出してください。 (税務署等に提出したものは不可) ※2附属明細表は資本金 1 億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上の株式会社のみ提出が必要です。
—	⑤事業報告書(任意様式)	株式会社のみ添付が必要です。
—	⑥納税証明書	本店を管轄する県税事務所長が交付する法人事業税又は個人事業税の当該年度の納付すべき額と納付済額の記載のあるものを添付してください。
第4号 第11号 7号の3	(以下は変更があった場合添付) ⑦使用人数 ⑧建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ⑨定款 ⑩健康保険等の加入状況(※3)	<u>これまでの届出事項に変更があった場合のみ添付してください。</u> ※3「⑦使用人数」を提出する場合は、「⑩健康保険等の加入状況」を併せて提出してください。

② 許可の更新について

(法第3条)

建設業許可には**5年間の有効期間**があり、引き続き許可を受けて建設業を営業しようとする場合には**許可の更新が必要**になります。

この場合、**許可の有効期間が満了する30日前までに、許可の更新に係る申請書を提出してください。**



- 許可の更新手続きを行わないまま許可の有効期間が経過したときは、許可は効力を失い、許可が「**失効**」した状態になります。この場合、改めて建設業の許可を受けるためには、新規の許可申請をする必要があります。
- 更新申請時には、変更届出書(決算報告用)等の法定の届出が適正にされている必要があります。具体的には、毎事業年度提出が必要な決算変更届出書が過去5年分提出されていないれば更新をすることができません。

※更新申請に必要な書類については手引 PART1P.27 を、申請書類の記載方法や記載例については手引 PART2 をご覧ください。

※更新の申請は許可期限満了日の3ヶ月前から受付しています。

※許可の一本化(許可の有効期間の調整)

許可日の異なる2つ以上の許可を受けている場合、先に有効期間の満了を迎える許可の更新申請をする際に、有効期間が残っている他の許可についても同時に1件の許可の更新として申請することができます。

また、業種の追加や般・特新規の申請をしようとする場合に、併せて更新申請をし、許可を一本化することができます。ただし、この場合、許可の有効期間が3か月以上残っていることが必要です。

③ 変更の届出について

(法第 11 条)

許可を取得してから、代表者が変更になったり、営業所の所在地が変更になったりした場合、「変更届出書(様式第 22 号の 2)」を提出する必要があります。

変更届の提出が必要な主な変更事由

- 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等を及び当該常勤役員等を補佐する者の変更
 - ・経營業務の管理責任者等を新しい者に変更した場合
 - ・婚姻等により氏名が変更になった場合
 - ・要件を欠いた場合

- 専任技術者に係る変更
 - ・現在届出をしている専任技術者の担当業種・保有資格が変更された場合
 - ・専任技術者を新しい者に変更した場合
 - ・婚姻等により氏名が変更になった場合
 - ・要件を欠いた場合

- 営業所に係る変更
 - ・営業所の名称、営業業種、所在地、電話番号が変更になった場合
 - ・営業所を新設した場合
 - ・健康保険等の加入状況の変更(従業員数の変更を除く)

- 法人の役員等、令 3 条の使用人及び個人の事業主・支配人(以下役員等)に係る変更
 - ・役員等が新たに追加された場合
 - ・役員等の氏名・役職名が変更になった場合(例:取締役→代表取締役)
 - ・役員等の常勤・非常勤の状況が変更になった場合
 - ・役員等のうち、株主等の追加・変更があった場合
 - ・法人の資本金額に変更があった場合(出資総額の変更を含む)

- 商号又は名称の変更

- 法人の資本金額(出資総額)の変更

変更事項によって、提出する書類が異なりますので注意してください。

変更事由ごとに必要な書類については、P.28をご覧ください。

④ 許可の譲渡及び譲受け等に関する事前認可について（法第17条の2,3）

令和2年10月1日の建設業法の改正により、許可行政庁の認可を得ることで、「譲渡及び譲受け」「合併」「分割」「相続」の際に建設業許可を引き継ぐことができるようになりました。

引継ぎは、建設業者（承継元）の許可に係る建設業の全部（以下「建設業の全部」という）を引き継ぐ者（承継先）が引き継ぐ場合に行うことができます。一部の業種のみを承継することはできません。

○承継とは…

建設業のすべてを引き継ぐことをいいます。承継先は承継元の建設業者としての地位を承継することになり、権利と義務を承継します。つまり、承継先は承継元の受けた経営事項審査の結果や、監督処分についても承継することになるので注意が必要です。

※事前認可申請の審査期間は通常の許可申請と同等の「45日」となります。

ただし、書類に不備等があった場合はそれ以上になります。認可が出るまでに譲渡及び譲受けの日を迎えた場合は認可とならず建設業許可の承継ができませんので、時間的余裕をもって事前相談と申請を行ってください。

⑤ 廃業の届出について

（法第12条）

許可を受けている建設業について、許可が必要なくなったり、専任技術者の不在等により許可の要件を満たさなくなったりした場合は廃業の届出が必要です。

廃業には、許可を受けているすべての業種について廃業する「**全廃業**」と、許可を受けている一部の業種について廃業する「**一部廃業**」があります。

「一部廃業」の場合、変更事由（専任技術の変更や削除等）に係る書類の提出も必要になります。

また、特定建設業者が許可を受けている業種について、一般建設業の許可を申請する際も提出が必要な場合があります。

（例： 特定（土）（建）（舗）の許可を受けている建設業者が、（建）の1級資格を持った専任技術者から2級資格を持った技術者



（建）の一般建設業許可申請をするのと同時に（建）について廃業届の提出が必要

< 廃業の理由と届出者の関係 >

廃業等の理由	届出を行う者
(1) 個人事業主が死亡したとき（個人業のみ該当の可能性あり）	相続人
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
(4) 法人が2・3以外の事由により解散したとき	清算人
(5) 許可を受けた建設業を廃業したとき	法人の役員、個人は本人

基本的には(5)

※(1)～(4)に該当する場合は届出者に係る確認書類の提示が必要です。(例:(4)の場合は、清算人であることが分かる登記事項証明書等)

※廃業届の提出は事実発生から 30 日以内に行わなければなりません。

< 変更事項の例 >

	専任技術者の変更	専任技術者の削除
様式第22号の2 [変更届出書]	○	○
別紙4 [専任技術者一覧表]	○	○
様式第8号 [専任技術者証明書]	○	
専任技術者としての基準を 満たす証明書 (卒業証明書や実務経験 証明書等)	☆ 追加の場合等に必要	
様式第22号の3 [届出書]		○

※詳しくは P.28 の
一覧表を参照

※一部廃業で専任技術者の交替を伴う場合、または廃業しない業種について引き続き専任する場合は、様式第8号(専任技術者証明書)を使用します。後任の専任技術者がいない場合は、様式第22号の3(届出書)を使用します。

※例示の変更事項の提出期限は事実発生から14日以内です。

8 建設業許可申請書類等の閲覧 (法第 13 条)

建設業許可申請書等の閲覧について

許可申請書類の閲覧とは、建設工事の注文者や下請負人等が、適切な業者選定ができるように、建設業者の施工実績、施工能力、経営内容等に関する情報を提供する目的で建設業法第13条の規定で定められている制度です。

<閲覧場所>

閲覧場所	対象業者
長野県庁建設部建設政策課分室(閲覧室)	長野県知事許可業者
建設業者の主たる営業所の所在地を所管する建設事務所総務課	建設事務所の管轄内に主たる営業所がある長野県知事許可業者

<閲覧方法>

- ・閲覧のみ利用可能です。コピー・スキャナー及びカメラの利用はできません。
- ・県庁閲覧室、各建設事務所の担当職員の指示を守って利用してください。

○建設事務所での閲覧の場合

- ・閲覧の申請は、1人あたり1回につき10業者まで、かつ1日20業者までです。
- ・事前予約制となります。

○県庁閲覧室での閲覧の場合

- ・閲覧の申請は、個人の方については1人あたり1回につき10業者まで、かつ1日25業者までです。法人の場合は1社あたり50業者までです。
- ・当日予約制となります。

→閲覧室の詳しい利用方法については、長野県のホームページをご覧ください。

<閲覧提供日時>

閲覧可能日	閲覧書類提供時間
毎週月、火、水、金曜日 (木曜日を除く開庁日)	9:00～12:00 13:00～17:00 ※お昼(12:00～13:00)の間は閲覧不可

※毎週木曜日は閲覧停止日です。

木曜日以外にも、書類整理等の都合により、臨時閲覧停止日があることがあります。

臨時閲覧停止日等は、長野県ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

(毎月下旬に更新)

<インターネット閲覧>

電子申請で提出のあった申請については、以下 URL より閲覧することができます。

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

9 参 考

表1 建設工事の内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。（と）参照 公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は「土木一式工事」である。（管）、（水）参照 農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「土木一式工事」に該当する。（水）参照
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 建築物に対するモルタル等の吹付けが「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。（と）参照
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬設置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。（石）、（タ）参照 既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。（鋼）参照 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式」に該当する。 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事の総称である。

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
			<p>「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。(左)参照</p> <p>「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>ほ装工事に併せて施工されるガードレール設置工事は「ほ装工事」ではなく、「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。</p> <p>トンネル防水工事等の土木系防水工事は「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。(防)参照</p>
石 工 事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。(と)、(夕)参照
屋 根 工 事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、またこれら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。(電)参照</p>
電 気 工 事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。(屋)参照

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>上下水道に関する施設の建設工事のうち、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」である。 (土)、(水)参照</p> <p>し尿処理に関する施設の内、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む）によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当する。 (水)、(清)参照</p> <p>建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当する。(機)参照</p>
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・レンガ・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。(と)、(石)参照</p> <p>「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。(屋)参照</p> <p>「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p>
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」である。 (と)参照</p> <p>現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」である(と)参照</p>
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<p>『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧継手、溶接継手、機械式継手等がある。</p>
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事は、「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。</p>

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
			人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは「舗装工事」に該当する。
しゅんせつ工	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や、厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみである。(と)参照 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	「機械器具設置工事」には広く全ての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらは原則としてそれぞれの専門工事の方に区分し、いずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が該当する。 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事である。(管)参照

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信設備工事」に該当する。 なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう)に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 「屋上緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する工事である。 「植栽工事」には、植生を復元する工事が含まれる。 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」に該当する。(土)、(管)参照 し尿処理に関する施設の内、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当する。(管)、(清)参照 農業用水道、かんがい用排水施設等の工事は「土木一式工事」に該当する。

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等にも使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等は該当しない。このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	し尿処理に関する施設の内、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。(管)、(水)参照 公害防止施設を単体で設置する工事は「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	登録トンネル基幹技能者				7																									
	登録建設塗装基幹技能者																7													
	登録左官基幹技能者			7																										
	登録機械土工基幹技能者				7																									
	登録海上起重基幹技能者												7																	
	登録PC基幹技能者				7							7																		
	登録鉄筋基幹技能者											7																		
	登録圧接基幹技能者											7																		
	登録型枠基幹技能者			7																										
	登録配管基幹技能者									7																				
	登録鳶・土工基幹技能者				7																									
	登録切断穿孔基幹技能者				7																									
	登録内装仕上工事基幹技能者																		7											
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7				
	登録エクステリア基幹技能者				7	7				7																				
	登録建築板金基幹技能者							7								7														
	登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
	登録ダクト基幹技能者									7																				
36 *6	登録保温保冷基幹技能者																					7								
	登録グラウト基幹技能者				7																									
	登録冷凍空調基幹技能者									7																				
	登録運動施設基幹技能者					7							7												7					
	登録基礎工基幹技能者					7																								
	登録タイル張り基幹技能者										7																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					7												7												
	登録消火設備基幹技能者																													7
	登録建築大工基幹技能者				7																									
	登録硝子工事基幹技能者																	7												
	登録土工基幹技能者					7																								
	登録ALC基幹技能者										7																			
	登録ウレタン断熱基幹技能者																						7							
	登録発破・破砕基幹技能者					7																								
	登録建築測量基幹技能者					7																								
	登録解体基幹技能者																													7
	登録圧入工基幹技能者					7																								
	登録送電線工事基幹技能者					7			7																					
	登録さく井基幹技能者																												7	
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和1年度までの合格者の名称は「建設機械施工技士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限られます。（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）

表2-2 技術者有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
「8〇」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

■は指定建設業7業種

Table with columns: コード, 資格区分, 建設業の種類 (土, 建, 大, 左, と, 石, 屋, 電, 管, タ, 鋼, 筋, 舗, し, 板, ガ, 塗, 防, 内, 機, 絶, 通, 園, 井, 具, 水, 消, 清, 解). Rows include various qualification codes like 01, 02, 03, 04, 11, 12, 13, 1H, 14, 1J, 15, 1K, 16, 1L, 20, 2C, 21, 22, 23, 2D, 27, 2E, 28, 2F, 29, 2G, 30, 3A, 31, 32, 33, 3D, 34, 3E, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54.

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
電電 気気 工事通 事業信 士法事 法業法	免 状	55	第一種 電気工事士																													
		56	第二種 電気工事士 3年																													
		58	電気主任技術者（第1種～第3種） 5年																													
		59	電気通信主任技術者 5年																					8								
		*2	35	工事担任者 3年 *14																				8								
水 道 法 *3	免 状	65	給水装置工事主任技術者 1年																													
消 防 法	免 状	68	甲種消防設備士																									8				
		69	乙種消防設備士																									8				
職 業 能 力 開 発 促 進 法 一 技 能 検 定 一	合 格 証 書	57	とび・とび工				8																							8		
		64	型枠施工		8	8																										
		66	ウェルポイント施工				8																									
		67	路面標示施工															8														
		70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)					8									8															
		71	建築大工		8																											
		72	左官			8																										
		73	コンクリート圧送施工				8																									
		74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
		75	給排水衛生設備配管																													
		76	配管*8・配管工																													
		77	タイル張り・タイル張り工									8																				
		78	築炉・築炉工・れんが積み									8																				
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8			8																					
		80	石工・石材施工・石積み					8																								
		81	鉄工*8・製罐																													
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工*9											8																		
		83	工場板金															8														
		84	建築板金(選択科目「内外装板金作業」) 板金工・板金(選択科目「建築板金作業」に限る)*10					8									8															
		85	板金・板金工・打出し板金															8														
		86	かわらぶき・スレート施工					8																								
		87	ガラス施工															8														
		88	塗装*12・木工塗装・木工塗装工																8													
		89	建築塗装・建築塗装工																8													
		90	金属塗装・金属塗装工																8													
		91	噴霧塗装																8													
		92	畳製作・畳工																			8										
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
		94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工*12・カーテンウォール施工・サッシ施工																								8							
96	造園																															
97	防水施工																		8													
98	さく井																								8							
3 6 *6	3 6 *6	40	基礎ぐい工事				8																									
		60	解体工事																										8			
		61	地すべり防止工事 1年				8																			8						
		62	建築設備士 1年																													
		63	計装 1年																													
		36	登録電気工事基幹技能者																					8								
		36	登録橋梁基幹技能者					8																								
36	登録造園基幹技能者																															
36	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																										
36	登録防水基幹技能者																		8													

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
36 *6	登録トンネル基幹技能者				8																								
	登録建設塗装基幹技能者																8												
	登録左官基幹技能者				8																								
	登録機械土工基幹技能者					8																							
	登録海上起重基幹技能者																8												
	登録P C基幹技能者					8							8																
	登録鉄筋基幹技能者												8																
	登録圧接基幹技能者												8																
	登録型枠基幹技能者				8																								
	登録配管基幹技能者																												
	登録薦・土工基幹技能者					8																							
	登録切断穿孔基幹技能者					8																							
	登録内装仕上工事基幹技能者																				8								
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8			
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																		
	登録建築板金基幹技能者							8									8												
	登録外壁仕上基幹技能者					8														8	8								
	登録ダクト基幹技能者																												
	登録保温保冷基幹技能者																						8						
	登録グラウト基幹技能者					8																							
	登録冷凍空調基幹技能者																												
	登録運動施設基幹技能者					8																							
	登録基礎工基幹技能者					8																							
	登録タイル張り基幹技能者												8																
	登録標識・路面標示基幹技能者					8														8									
	登録消火設備基幹技能者																												8
	登録建築大工基幹技能者				8																								
	登録硝子工事基幹技能者																												
	登録土工基幹技能者					8																							
	登録A L C基幹技能者												8																
	登録ウレタン断熱基幹技能者																							8					
登録発破・破砕基幹技能者					8																								
登録建築測量基幹技能者					8																								
登録解体基幹技能者																												8	
登録圧入工基幹技能者					8																								
登録送電線工事基幹技能者					8																								
登録さく井基幹技能者																											8		
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和2年度までの合格者の名称は「建設機械施工技士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限られます。（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）

表3 申請手数料納入（収入証紙貼付）例（知事許可の場合）

申請区分	現在受けている許可	受けようとする許可	例(既許可業種⇒申請業種)	手数料
1 新規	—	一般建設業	なし ⇒ 般-土 般-と 新9	9万円
	—	特定建設業	なし ⇒ 特-土 特-と 新9	9万円
	—	一般+特定建設業	なし ⇒ 般-土 特-と 新9 新9	18万円
2 許可換え新規	国土交通大臣許可	知事許可 (新規と同様)	(同左)	(同左)
3 般・特新規	一般建設業	特定建設業	般-土 ⇒ 特-土 特-と 新9	9万円
	特定建設業	一般建設業	特-土 ⇒ 般-建 般-と 新9	9万円
		一般建設業 (既許可業種を含む場合)	[特-土 ⇒ 般-土 般-と 特-建 新9 ※特-土の廃業が必要	9万円
4 業種の追加	一般建設業	一般建設業	般-土 ⇒ 般-と 般-水 追5	5万円
	特定建設業	特定建設業	特-土 ⇒ 特-と 特-水 追5	5万円
	一般+特定建設業	一般建設業	[般-土 ⇒ 般-水 特-と 追5	5万円
	一般+特定建設業	特定建設業	[般-土 ⇒ 特-水 特-と 追5	5万円
	一般+特定建設業	一般+特定建設業	[般-土 般-建 般-管 ⇒ 追5 特-と 特-水 追5	10万円
5 更新 ※有効期間の調整をする場合を含む	一般建設業	一般建設業	[般-土 ⇒ 般-土 般-水 般-水 更5	5万円
	特定建設業	特定建設業	[特-土 ⇒ 特-土 特-水 特-水 更5	5万円
	一般+特定建設業	一般+特定建設業	[般-土 般-土 ⇒ 更5 特-水 特-水 更5	10万円
		一般建設業(有効期間調整しない場合)	[般-土 ⇒ 般-土 特-水 更5	5万円
		特定建設業(有効期間調整しない場合)	[般-土 ⇒ 特-水 特-水 更5	5万円

(注)1 「例」の欄の見方

許可を受けようとする建設業 一般建設業 = 般 特定建設業 = 特 → 般-土 ← 業種
 申請区分 新規(許可換え新規、般・特新規を含む) = 新 → 新9 ← 手数料(万円)
 業種の追加 = 追
 更新 = 更

2 「許可の有効期間の調整」とは、別個に二以上の許可を受けている場合、一の許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請し、全てをあわせて一件の許可の更新として許可することをいう。

申請区分	現在受けている許可	受けようとする許可	例(既許可業種⇒申請業種)	手数料
6 般・特新規 + 業種の追加	一般建設業	㊦ 特定建設業 ㊧ 一般建設業	般-土 ⇒ 特-建 般-水 新9 追5	14万円
	特定建設業	㊦ 一般建設業 ㊧ 特定建設業	特-土 ⇒ 般-建 特-水 新9 追5	14万円
		㊦ 一般建設業 (既許可業種を含む場合) ㊧ 特定建設業	〔 特-土 ⇒ 般-土 特-水 特-建 新9 追5 ※特-土の廃業が必要	14万円
7 般・特新規 + 更新	一般建設業	㊦ 特定建設業 ㊧ 一般建設業	般-土 ⇒ 特-建 般-土 新9 更5	14万円
	特定建設業	㊦ 一般建設業 ㊧ 特定建設業	特-土 ⇒ 般-建 特-土 新9 更5	14万円
		㊦ 一般建設業 (既許可業種を含む場合) ㊧ 特定建設業	〔 特-土 ⇒ 般-土 特-建 特-建 新9 更5 ※特-土の廃業が必要	14万円
8 業種の追加 + 更新	一般建設業	㊧ 一般建設業 ㊨ 一般建設業	般-土 ⇒ 般-と 般-土 追5 更5	10万円
	特定建設業	㊧ 特定建設業 ㊨ 特定建設業	特-土 ⇒ 特-と 特-土 追5 更5	10万円
	一般+特定建設業	㊧ 一般建設業 ㊨ 一般+特定	〔 般-土 般-建 ⇒ 追5 特-水 般-土 特-水 更5 更5	15万円
		㊧ 特定建設業 ㊨ 一般+特定	〔 般-土 特-建 ⇒ 追5 特-水 般-土 特-水 更5 更5	15万円
		㊧ 一般+特定 ㊨ 一般+特定	〔 般-土 般-建 特-管 ⇒ 追5 追5 特-水 般-土 特-水 更5 更5	20万円
9 般・特新規 + 業種の追加 + 更新	一般建設業	㊦ 特定建設業 ㊧ 一般建設業 ㊨ 一般建設業	特-建 新9 般-土 ⇒ 般-と 般-水 追5 般-土 更5	19万円
	特定建設業	㊦ 一般建設業 ㊧ 特定建設業 ㊨ 特定建設業	般-建 般-と 新9 特-土 ⇒ 特-水 追5 特-土 更5	19万円
		㊦ 一般建設業 (既許可業種を含む場合) ㊧ 特定建設業 ㊨ 特定建設業	〔 般-土 般-と 新9 特-土 ⇒ 特-水 特-建 追5 特-建 更5 ※特-土の廃業が必要	19万円

表 4 建設業の業種別指定学科

(建設業法施行規則第1条〔建設業法第7条第2号イに規定する学科〕)

許可を受けようとする 建 設 業	学 科
土 木 工 事 業 舗 装 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 ガ ラ ス 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
左 官 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業 屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業 塗 装 工 事 業 解 体 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
電 気 工 事 業 電 気 通 信 工 事 業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業 清 掃 施 設 工 事 業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼 構 造 物 工 事 業 鉄 筋 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科
防 水 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消 防 施 設 工 事 業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造 園 工 事 業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科

表5 建設業許可申請受付機関一覧

部 署	所 在 地	電 話 番 号
県庁 建設部 建設政策課建設業担当	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293

○書類の経由、申請書等（副本）の閲覧

※建設事務所では申請書類の受付・審査は一切行いません。

建設事務所	管轄地域	郵便番号・所在地	電話番号
佐久建設事務所	小諸市、佐久市、 南佐久郡及び北佐久郡	〒384-0301 佐久市臼田2015	0267-82-3101
上田建設事務所	上田市、東御市及び 小県郡	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎5F	0268-25-7161
諏訪建設事務所	岡谷市、諏訪市、 茅野市及び諏訪郡	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎4F	0266-57-2933
伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市及び 上伊那郡	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎4F	0265-76-6845
飯田建設事務所	飯田市、下伊那郡	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎6F	0265-53-0448
木曾建設事務所	木曾郡	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎5F	0264-25-2237
松本建設事務所	松本市、塩尻市、 安曇野市及び東筑摩郡	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4F	0263-40-1961
大町建設事務所	大町市、北安曇郡	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎4F	0261-23-6530
長野建設事務所	長野市、須坂市、 千曲市、坂城町、 上高井郡及び上水内郡	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野合同庁舎4F	026-234-9537
北信建設事務所	中野市、飯山市、 下高井郡及び栄村	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎3F	0269-23-0791